

条	改定前	条	改定後
	【カードローンの取扱いに関する規約】 (一般規約)		【カードローンの取扱いに関する規約】 (一般規約)
第 2 条	<p>(カード及び ID の発行と取扱い)</p> <p>(1) 当社は、本契約が成立した後の取引に使用するため、会員 1 名に 1 枚以上(カードの枚数は当社が定めるところにより決定します。)のカードを発行し、貸与するとともに、当社が指定する会員識別番号等(以下「ID」といいます。)を付与するものとします。但し、当社の判断で ID を付与するのみの場合や会員が届出たメールアドレス等を ID と認める場合もあります。</p> <p>(2) 会員が当社の提供するサービス等を申し込む際、必要に応じて当社は認証機関により発行された証明書で認証された会員の電子署名及び当社の ID により顧客確認を行うものとします。</p> <p>(3) 会員以外の者がカード及び ID を使用することはできないものとします。また、会員は善良なる管理者の注意をもってカード及び ID を使用し管理するものとします。</p> <p>(4) カードの所有権は当社に属するものとし、会員は、カードを、第三者に対して貸与、譲渡、質入、担保提供その他占有を移転させることは一切できないものとします。</p> <p><u>(5) 会員のカード、本条(2)の証明書又は ID により、取引が実行された場合には、会員がその責任を負担するものとし、当社は、一切の責任を負担しないものとします。ただし、第 9 条に定める場合には、この限りではありません。</u></p>	第 2 条	<p>(カード及び ID の発行と取扱い)</p> <p>(1) 当社は、本契約が成立した後の取引に使用するため、会員 1 名に 1 枚以上(カードの枚数は当社が定めるところにより決定します。)のカードを発行し、貸与するとともに、当社が指定する会員識別番号等(以下「ID」といいます。)を付与するものとします。但し、当社の判断で ID を付与するのみの場合や会員が届出たメールアドレス等を ID と認める場合もあります。</p> <p>(2) 会員が当社の提供するサービス等を申し込む際、必要に応じて当社は認証機関により発行された証明書で認証された会員の電子署名及び当社の ID により顧客確認を行うものとします。</p> <p>(3) 会員以外の者がカード及び ID を使用することはできないものとします。また、会員は善良なる管理者の注意をもってカード及び ID を使用し管理するものとします。</p> <p>(4) カードの所有権は当社に属するものとし、会員は、カードを、第三者に対して貸与、譲渡、質入、担保提供その他占有を移転させることは一切できないものとします。</p>
第 4 条	<p>(暗証番号)</p> <p>(1) 会員は、申込み時又は承認時に暗証番号を当社に届出るものとします。但し、会員は、かかる届出がない場合又は当社が会員の届出た暗証番号を不適当と判断した場合は、当社所定の方法により当社が会員の暗証番号を決定することをあらかじめ同意します。</p> <p>(2) 会員は、本人の生年月日等本人確認書類等から他人が容易に知り得ることのできる番号その他他人に推測されやすい番号を暗証番号としないものとします。</p> <p>(3) 会員は、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、<u>推測されやすい暗証番号により、又は会員の故意若しくは過失等によって暗証番号を他人に知られる事により生じた損害については会員の負担となることをあらかじめ承諾します。ただし、第 9 条に定める場合には、この限りではありません。</u></p>	第 4 条	<p>(暗証番号)</p> <p>(1) 会員は、申込み時又は承認時に暗証番号を当社に届出るものとします。但し、会員は、かかる届出がない場合又は当社が会員の届出た暗証番号を不適当と判断した場合は、当社所定の方法により当社が会員の暗証番号を決定することをあらかじめ同意します。</p> <p>(2) 会員は、本人の生年月日等本人確認書類等から他人が容易に知り得ることのできる番号その他他人に推測されやすい番号を暗証番号としないものとします。</p> <p>(3) 会員は、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。</p>
第 9 条	<p>(不正利用被害の補償)</p> <p>会員が第 8 条に定める届出書を当社に提出し、かつ最寄りの警察署にカードの紛失、盗難または ID や暗証番号の詐取等の届出をした場合は、当社に届出書を提出した日の 30 日前以降に生じた当該届出に係るカードまたは ID や暗証番号の不正使用による損害、または当社の調査により会員の意思に反して権限の無い第三者による不正使用と認定した損害は、当社が補てんします。ただし、会員の家族、同居人、留守人等会員の関係者によって使用された場合は補てんされません。</p>	第 9 条	<p>(不正利用被害の補償)</p> <p>会員が第 8 条に定める届出書を当社に提出し、かつ最寄りの警察署にカードの紛失、盗難または ID や暗証番号の詐取等の届出をした場合は、当社に届出書を提出した日の 30 日前以降に生じた当該届出に係るカードまたは ID や暗証番号の不正使用による損害、または当社の調査により会員の意思に反して権限の無い第三者による不正使用と認定した損害は、当社が補償します。ただし、<u>会員の故意若しくは重過失等により第 2 条(3)、(4)又は第 4 条(3)の管理等を怠り取引が実行された場合、会員本人又は会員の家族、同居人、留守人等会員の関係者によって使用された場合は補償されません。</u></p>
-	2022 年 3 月 17 日改定	-	2022 年 7 月 14 日改定